

ProSAVANA-PD(マスタープラン策定)のコンサルタント契約変更書

[附属書]

変更特記仕様書

原仕様書の 第2条 業務の背景・目的 2. 業務の目的

＜実施期間＞

3年0か月

を

＜実施期間＞

3年5か月

に、

原仕様書 第2条 業務の背景・目的 7. 業務の内容

(1) 業務概要

本業務において受注社が実施する内容は、以下のとおりである。

【契約期間 : 2012年2月～2015年1月】

を

(1) 業務概要

本業務において受注社が実施する内容は、以下のとおりである。

【契約期間 : 2012年2月～2015年6月】

に、

原仕様書 第2条 業務の背景・目的 8. 業務の内容

受注者は本業務の成果品として以下の報告書、技術協力成果品を発注者に提出する。最終成果品の提出期限は2014年12月26日とする。

を

受注者は本業務の成果品として以下の報告書、技術協力成果品を発注者に提出する。最終成果品の提出期限は2015年6月16日とする。

に、

契約：
2015年6
月まで。
 成果物締切
 は、**2014**
年12月
26日。

原仕様書 第2条 業務の背景・目的 8. 成果品等 (1) 報告書等

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	第1ドラフトファイナルレポート	業務開始から約29か月後	和文：3部 英文：3部 葡文：5部
	第2ドラフトファイナルレポート	業務開始から約32か月後	和文：3部 英文：3部 葡文：5部
	ファイナルレポート	業務開始から約34か月後	和文：3部 英文：3部 葡文：5部

を

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	第1ドラフトファイナルレポート	業務開始から約34か月後	和文：3部 英文：3部 葡文：5部
	第2ドラフトファイナルレポート	業務開始から約39か月後	和文：3部 英文：3部 葡文：5部
	ファイナルレポート	業務開始から40か月後	和文：3部 英文：3部 葡文：5部

に変更する。

和文・英文・ポ
 ルトガル語文
 で、締切は第1
 が2014年
 12月、第2が
 2015年5月、
 ファイナルが
 2015年6月。

「業務指示書の契約変更」には、次のように書かれる（2013年7月）。

【第一ドラフトファイナルレポート】は、

- ・ 日本語、英語、ポルトガル語で作成。
- ・ 現地市民社会、関係機関との協議を経て
- ・ 対象3州で開催するステークホルダー会議で広くコメントを取り纏める。

【第二ドラフトファイナルレポート】は、

- ・ 以上を和文、英文、ポルトガル語に反映させる。
- ・ 対象3州、及びマプトでのステークホルダー会議で広くコメントを求め、
- ・ その反映方法に先方機関から基本了解を得る。

<p>業務指示書（契約変更用）</p> <p style="text-align: right;">第3回</p>
<p>調査業務名：モザンビーク国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援</p>
<p>第1 指示書の適用</p> <p>本指示書は独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）が現在実施中の調査業務に係る変更・追加等（以下変更という。）の内容を示すものであり、コンサルタントはこの業務指示書および現在までの調査結果等に基づき、業務内容変更分にかかるプロポーザル等を機構に提出するものとする。</p> <p>プロポーザルの作成にあたっては、従来の計画——仕様書内容、調査業務計画書、打合簿による合意等——（以下「従前計画」という。）と異なる事項のみの記載として下さい。なお、本指示書は、現在までに提示した業務指示書（以下「原指示書」という。）に優先し、本指示書にない事項については原指示書のとおりとします。</p> <p>（本指示書に係る質問期限：平成25年7月31日12時まで、問い合わせ先：調達部）</p>

<p>(28) ドラフトファイナルレポートの作成と説明</p> <p>調査開始時からマスタープラン最終化までの調査結果を先方実施機関とともにすべてとりまとめて第1ドラフトファイナルレポート（和文、英文、葡語）を作成し、現地市民社会、関係機関との協議を経て、対象3州で開催するステークホルダー会議で広くコメントを取りまとめ、第2ドラフトファイナルレポート（和文、英文、葡語）に反映する。同レポートは更に対象3州及びマプトでのステークホルダー会議において広くコメントを求めた後、その反映方法について先方実施機関から基本的了解を得る。</p>
--